

エルトンとテューダー朝史研究

井 内 太 郎

【キーワード】 エルトン・テューダー朝・行政革命・行財政史・政治史・議会主権

はじめに

1996年3月26、27日の二日間に渡って、ロンドン大学の歴史研究所において「エルトンの遺産 (Eltonian Legacy)」という興味深いテーマのもとに小セミナーが開催され、近世イギリス史研究の第一人者たちによるいくつかの報告が行われた。もともとこの研究所は1921年にテューダー朝史研究の第一人者であったA.F.ボラードを初代所長に迎えてから第九代の現所長であるD.キャナダインまで約80年の長きにわたり研究活動を継続しており、各種の国際会議やセミナーを主催しながら国内外の歴史研究の拠点としての地位を確立して現在に至っている。¹⁾ 同研究所のセミナーの中に、C.ラッセル、P.クロフト先生らが主催する「イギリス史 (the British History c.1500-c.1650)」があり、毎週月曜日の午後五時ころから始まるこのセミナーでは、国内外の研究者による研究報告ならびに活発な討論が行われている。このセミナーの中心人物が先程の小セミナーの報告者に名を連ねていることからしても、彼らが小セミナーの主催者であることに間違いなし、またエルトンが亡くなって二年後に開かれたこのセミナーは、彼らによるテューダー朝史研究の泰斗、エルトンの研究の総括としての意味を持っていたといってもよからう。

そこで本稿では、「エルトンの遺産」という共通テーマで行われた報告、ならびにその後のテューダー朝史研究を参考としながら、主に国家財政、議会、政治にテーマを絞って、エルトンを越えて今後いかなる研究課題が設定されるべきなのか検討してみる。²⁾

また筆者は1999年4月から2000年3月までの一年間、ロンドン大学歴史研究所に籍を置いて研究を行いながら実際に「イギリス史」のセミナーに参加し、セミナー参加者と「エルトンの遺産」の問題をはじめ様々な問題について議論を重ね、また有益な助言もして頂いた。中でもセミナー終了後にコモン・ルームに場所を移してワインを飲みながらの議論では、非公式な場ではあるが、アルコールの勢いも手伝ってエルトンという人物に対する彼らの本音が聞けたのは予想外の収穫であった。本稿は留学先でお世話になったラッセル、クロフト先生らの学恩に報いるささやかな試みでもある。

1 エルトンの「行政革命」論

エルトンのテューダー朝期の統治構造に関する基本的な考え方については、すでにくつかりの文献において詳しく論じられているので、ここでは本稿に関する限りで要点をまとめるにとどめておきたい。³⁾

まず彼は国家統治の近代化の起点について論じる際の基準として、非公式な家産的統治から公式な国家官僚制的統治へ構造的かつ不可逆的に転換することを重視する。そのような前提にたった場合、イギリスの国家統治機構の近代化(=脱中世化)は、かつてホイッグ史家たちが論じたようにヘンリ七世によるテューダー朝の開祖の時点ではなく、ヘンリ八世時代の1530年代において開始されたことになる。しかもその計画の立案、指導にあたったのは、かつてポラードが大胆華麗な王と賞賛したヘンリ八世ではなく、彼の下で秘書長官を務めていたトーマス・クロムウェルという有能な一官僚であった。この一連の改革を通じて枢密院を頂点に置く国家官僚制的な行政機構が確立されるのであり、エルトンはこれをノルマン征服時代とヴィクトリア時代の統治機構の改革と並ぶ重要な改革と位置づけ、「行政革命」と評したのである。その後の論争を通じて、エルトンは一部の修正には応じたものの、基本的な部分について自説を曲げることはなかった。

また彼の研究業績をクロノロジカルに整理してみると、およそ3つの時期に分けることができるが、また同時に、そのいずれの時期にも論駁すべき対象を明確に見据えた上で議論を進めるという手法も彼の研究の特徴をなしている。

第一期は彼が1953年に著した処女作『テューダー期の統治革命』を含むいわゆるクロムウェル三部作⁴⁾に勢力を注いでいた時期であり、彼はそれらの研究を通じて、従来のホイッグ史観に見られる定向進化論的あるいは目的論的解釈を徹底的に批判した。目的論的という意味ではマルクス主義の唯物史観も同罪であり、彼にとってR.H.トーニーは労働党の思想的指導者ではあっても、歴史家ではなかったのである。

第二期は彼がテューダー朝期の統治の安定のメカニズムの解明に向かった時期である。テューダー期の国制を支える統治機構として議会、枢密院、国王宮廷が考えられるが、それらは国内の各種利害集団と中央との接点(the Points of Contact)としてうまく機能しており、それが前後の時代に挟まれて相対的な政治的安定を維持し得た要因であったと考える。⁵⁾このように、王権と臣民との間の相互の調和を基盤とする国家安定のメカニズムを解明することは、裏返せば、17世紀半ばの革命を予め前提とし、その原因を探ろうとするホイッグ史観に対する批判でもあった。またこの時期に彼が「中央」の政治的重要性に拘ったことの意味も、1960年代以降に顕著となる地方史研究ないしは地域主義の隆盛、さらには17世紀の全般的危機論争に見られたように宮廷や中央政府の役割を否定的に捉える見解を批判するためであった。

第三期として、彼は最後に残された研究生活の多くを議会史研究に捧げることになる。エルト

ンは1970年代半ばから、次第に研究の重点をエリザベス期の議会史研究に移し、80年代に入るといよいよ彼の恩師でもあったJ.ニールに対する本格的批判を開始する。⁶⁾すでに述べたように、彼は国王と議会との間に、対立ではなく調和があったことを重視し、その要因の分析を試みた。彼は議会における法案成立までの審議過程を分析しながら、議会における法案審議が、ハイポリテクスと同じくらいに全国から持ち込まれる個別法案の審議に充てられていたことに注目する。⁷⁾すなわち、テューダー期の議会が、国家全般に関わる政治問題のみならずイングランドの政治的国民の個別の問題を処理する重要な役割を担っていたことこそ、国王と議会の調和、国家統治の安定の基盤であったと考えるのである。そこで、次にこうしたエルトンの遺産から我々は何を継承し、新たにいかなる研究課題を設定すべきなのか考えてみよう。

2 行財政史研究の課題

まずこれまでのエルトン研究の批判の中で指摘されてきたのは、彼の研究範囲の狭さである。彼はクロムウェルの改革が、1540、1550年代にどうなっていくのかという点についての言及を十分に行っておらず、さらにケインブリッジの政治史の第一人者と言われながら、厳密には彼が扱ったのは、一貫して制度史であった。また彼の研究は空間的な広がりにも欠けており、たとえば、彼は地方史には無関心であった。エルトンはケインブリッジの庭園においてポテトを栽培することには熱心であったが、それ以外のところで行うことには興味を示さなかったというP.コリンソンの寸評は言い得て妙である。⁸⁾

また近年の行財政史研究によれば、1530年代の行財政機構もエルトンが考える以上に中世的あるいは非公式な要素を持っていたし、エルトンは宮内府 (the King's Household) の政治的、財政的重要性を過小評価しているといった批判も寄せられている。⁹⁾

しかし、最大の問題点は他の所にあると考えられる。すなわち、エルトンは確かに行財政史を扱ったが、その際、制度面を重視したために、国家財政やその運営については殆ど触れていない。このように制度面を重視する彼の研究方法は、彼の研究全体を強く規定しており、それだけに、彼の研究に対する重要な批判点ともなっているのである。もっともテューダー期の国家財政史研究については、すでにドイツの優れた研究書がある。¹⁰⁾しかしながら、それ以後の約80年間、問題点はいくつも指摘されてきたが、それを越える体系的な財政史の研究書が世に現れてないのも事実である。少なくとも新たな国家財政史研究は、中央における国家財政の各分野だけではなく、地方の王領地経営や関税業務などのデータを集積しコンピュータ処理すること、さらに国際比較の視点が要請されることになる。したがって今後は、複数の研究者による共同研究が基本となるということに間違いはない。¹¹⁾

新たな研究課題としてホイルが目しているのは、当時のアイルランドの維持費や戦費が財務府 (the Exchequer) の財政運営にいか程の財政的な負担となっていたのか、正当な位置付けをす

(表1) エリザベス期財務府の収入とアイルランド経費の比較

(単位：ポンド)

	財務府収入 (1)	土地売却収入 (2)	俗人課税 (3)	聖職者課税 (4)	聖職者献金 (5)	非経常収入 (6)	経常収入 (7)	アイルランドへの 財務府の支払い (8)	全収入に占める支 払いの割合 (%) (9)	経常収入に占める 支払いの割合 (%) (10)
1559-63	1,627,333	374,104	285,228	32,822		692,154	935,180	54,038	3.3	7.8
1564-68	985,129	43,272	221,990	23,938		254,822	730,307	129,872	13.2	51.0
1569-73	996,439	9,293	210,412	33,695		253,400	742,039	104,903	10.5	41.4
1574-78	993,301	8,021	170,363	16,208		194,592	738,709	115,815	12.4	59.5
1579-83	1,082,559	685	165,816	29,171		195,672	886,887	226,583	20.9	115.8
1584-88	1,299,431	3,691	232,130	37,128	5,305	278,254	1,021,186	198,840	15.3	71.5
1589-93	1,850,821	127,941	381,141	49,180	9,749	568,011	1,282,811	106,248	5.7	18.7
1594-98	2,136,558	3,799	470,533	76,703		551,035	1,585,523	304,771	14.3	55.3
1599-1603	2,464,428	367,701	341,551	71,597		780,849	1,683,579	448,816	18.2	57.5
TOTAL										
1559-1603	13,435,999	938,507	2,479,164	370,442	15,054	3,768,789	9,606,221	1,689,886	7.95	44.8

(注1) Hoyle, *op.cit.*, p.204より作成。その基となっている資料は以下の通り。F.C.Dietz, 'The Exchequer in Elizabeth's Reign', *Smith College Studies in History*, 8(2), (1923), pp.80-9; A.Sheehan, 'Irish Revenues and English Subventions, 1559-1622', *Pro. Royal Irish Academy*, 90C(2) (1990), Table2.

(注2) (1)=(6)+(7); (6)=(2)+(3)+(4)+(5); (8)÷(1)=(9); (8)÷(6)=(10)。

る必要があるということである。たとえば、1599年から1600年にかけてアルスター征服が行われた時、財務府の収入のうち約30%がアイルランドの戦時財務官のもとに送金された。また(表1)によれば、エリザベス治世全体を通じて聖俗の議会課税収入ならびに王領地の売却収入を合わせたいわゆる非経常収入の約45%がアイルランドの戦費に充てられてもいた。したがって、当時の政治家たちの間でも、国家財政運営にあたってアイルランドの政治的、財政的重要性は十分に認識されていたものと考えられるのである。

もう一つの研究課題としてホイールが重視するのは、1540年代のインフレーションがエリザベス時代の国家財政に及ぼした影響とその対応策であり、それはエルトンに欠けていた視点でもある。¹²⁾ まず積極的な収入増加策としては、1558年に関税率表の税率の改訂により関税収入の増加が図られた。その後、関税の徴収がロンドンの大商人の組織へ請負に出されるが、これも確定的な税収を保証するための方策であった。¹³⁾ しかしながら、16世紀の関税業務の全体像については、いまだに未解明の部分が多いのが実状である。また16世紀後半以降の財政改革に関する委員会の報告書や議論に共通していることは、総収入(the Gross Revenue)を増加させるよりも、コストの削減により純収入(the Net Revenue)を増加させることに重点が置かれていたということである。その中で最も即効性がある方法として注目されていたのは、職員数や王領地の維持・修復費の削減によるコストダウンであった。¹⁴⁾ 前者については、1554年の改革を通じて各財政部局が財務

府 (the Exchequer) に統合されることになったが、地方の役人の数の削減という点に関しては、目立った効果は現れておらず、その後も繰り返し議論されることとなる。一方で王領地の維持・修復費に関しては、賃貸契約の期間を通常よりも長くする代わりに修繕費や維持費を賃貸契約者に負わせるという方策が採られ、かなりの効果を挙げた。¹⁵⁾ もう一つの問題は、王領地の売却に関するものである。テューダー期における王領地の売却は、1542年以降に戦時財政の運営のために旧修道院から没収した土地の売却を中心に本格化する。¹⁶⁾ エリザベスが即位して以後しばらくの間、王領地の売却は継続され、1559～65年にかけて土地の売却額は土地の年価値に換算すると11,711ポンドにのぼった。その後、王領地の売却は停滞するが、1590年代初めになると、戦時財政運営のため、にわか活発化してくる。この10年間に王領地の売却額は年価値にして15,593ポンドにも達した。¹⁷⁾ 同様の傾向は、(表1)からもはっきりと読みとれよう。こうして1596-1601年の年平均の純収入を1552年のそれと比較すると、約40%の増加を示していたのである。¹⁸⁾

国家財政収入を増加させる可能性のあるより積極的な方策とは、議会的直接税収入であるサブシディの徴収額を引き上げることであった。¹⁹⁾ サブシディとは主に土地の年価値の評価額に基づいて、1ポンド当たり数シリング単位で被課税者ごとに徴収される査定税である。15世紀から18世紀末までの議会的直接税は通常、各地方への割当税の方式を採用していたことから、この査定税の導入はイギリスの税制の新機軸をなすものであり、また個人の財産を直接に査定する大胆な試みとして、テューダー朝国家の政治的ないし行政的能力を計る試金石でもあった。しかしながら、その際の問題点は、その土地査定額が貨幣の大悪鑄以前のものに基づいていたため、課税の実質収入は長期の低落傾向にあったということである。たとえば、1523年に供与された四つのサブシディの徴収額が155,518ポンドであったのに対して、1601年に供与された四つのサブシディの徴収額は290,000ポンドで額面上は約86%の増加を示している。しかしながら、その間に食物価格が三倍以上に高騰していたことを考慮すると、実質的には、むしろ税収は減少していたと言わざるを得ない。²⁰⁾ 1590年代末頃から王領地の売却が顕著になるのも、一つにはその不足分を補填するためであった。サブシディの税収が思ったほどの効果を挙げていないことは、政府の側も十分に認識しており、この頃から10分1、15分1税の課税(=割当税)が強化され、また新たな地方の反発の火種を生むこととなった。したがって今後の議会的直接税の研究課題は、にもかかわらず、なぜサブシディにおける個人資産の査定額の改訂が行われなかったのか、あるいはエリザベス治世後期にたびたび戦時課税が課されたにも拘わらず、なぜ議会において激しい反対に遭遇することがなかったのかという問題を、地方における徴税業務の実態の中で分析していくことであろう。最近の研究に依りながら、その点に関する、いくつかの興味深い事例を提示してみよう。サブシディ徴収時に用いられる査定原簿において、個々人の財産が過小評価されていたことは、徴税役人と被課税者の主体が同じくジェントリであったことからすれば想像に難くない。

のみならず、ある地域では支払いが「輪番制」で行われ、また別の地域では「分担人 (bearers) 制」、すなわち税の支払いを査定された人物とそれ以外の分担人で行う慣行があり、さらには一部の人々を故意に査定から外すといったことも行われていた。²¹⁾ したがって、サブシディを実際に支払った世帯主が、本来、被課税者になるべき人々のうち、わずかの部分を占めるに過ぎないこと、その数は15分1税、救貧税、その他の地方税を支払った人々の数よりも、はるかに少なかったに違いないとするホイルの指摘もうなずける。²²⁾ テューダー朝国家は、サブシディの被課税者の不足に窮していたわけでは決してなかったのだ。またこのような地方における徴税業務の実態を見れば、16世紀後半期における議会課税を巡る問題の核心は、サブシディの絶対額よりもむしろ相対額、つまり特定の地域や個人に対して大きな負担が課されることにあったであろうことも、ある程度まで推測できる。さらに税への反発や税逃れも、治安判事が積極的に調停や法的対応をとった地域においては少なかったとも言われている。このように考えてくると、議会課税の問題は、地域的な社会関係の中で位置づけてみる、あるいは中央と地方との間の持続的な交流や交渉という視点から検討し、そこからいかなる近世国家像が描き出されるのかが問われることになる。

3 議会史研究

彼の16世紀の議会に関する見解は、すでに1970年代に提示されていたが、それを法案、制定法、ジャーナルなどの議会関係史料の分析を通じて、本格的に理論化したのは『イングランドの議会』においてであり、彼の仕事は、のちにD.ディーンに受け継がれていくことになる。²³⁾ 彼がこの問題に関わるに至った背景には、あたかも議会が行政府の権限を制限するために存在し、議会と国王との対立の側面ばかりを強調する伝統的見解を批判し、16世紀のコンテクストの中に議회를位置づけ直そうとするものであった。

(1) 議会の立法機能

彼は、議会の立法機能とその制度や運営面に分析の焦点を据えた。その結果、法案の処理件数、制定法の数からすると、国家全体に関わる公的な法 (Public Act) と同様に、個別の法 (Private Act) ないし法案の処理件数が予想外に多いことに注目した。そこから、たとえば、交易、海運、農業、領地など、地方の個人や利害団体に関わる問題の解決のために、議会が利用されていた実態が見えてくる。²⁴⁾ つまり議会は、中央と地方との持続的な交流や交渉の場であった (points of contact) のであり、国王と議会は立法の制定に互いに協力しあい、地方の意見を吸い上げ世論形成を行っていたのである。エルトンは、ニールらホイッグ史家たちのように国王と議会との対立の要因を探るのではなく、むしろこうした両者の協調性と統治の安定のメカニズムの分析の重要性を指摘する。彼のもう一つの論点は、貴族院の重要性の再評価である。ニールらは議회를庶

民院とほぼ同一視して、貴族院の役割を無視したが、貴族たちの地域社会における影響力、国王との血縁関係、法の制定にあたって彼らが果たしたイニシアティブなどを正当に評価すべきだと指摘した。²⁵⁾

エルトンがこれまで議会史研究において等閑視されてきた部分に光をあて、かつての国王と議会との対立の構図に重要な問題を提起した点に異論を挟むものはいまい。彼は傑出した近世議会史研究のリヴィジョニストであったのである。とはいえ、彼の見解により、議会史研究が全て塗りつぶされてしまったと言い難い部分もある。

たとえば、エルトンが議会の制度や運営面にこだわったことが、同時に彼の扱う史料を制約することにもなった。すなわち、もっぱら議会の書記たちが作成した庶民院ならびに貴族院のジャーナル、オリジナルの法案や制定法を用いたため、議員自身のジャーナル、書簡、コメントなどを二次的な史料として軽視することになったのである。しかも、彼が用いた庶民院の議事録などにしても、いわゆる1834年のウエストミンスター宮の大火により、そのかなりの部分が消失してしまった。しかし、理由はそれだけではなく1584年から1601年にかけての庶民院のジャーナルのオリジナルを含む主要なマニュスクリプトは、それ以前にすでに失われていたこともわかっている。²⁶⁾ したがって、テューダー期の庶民院・貴族院の正式な記録類が実際にはどの程度まで存在していたのか不明な状況の中で、偶然に残存した史料類を議会全体の傾向を表すものと決めつけるのは早計だ、という史料批判が生じてくるのも当然であった。

第二に彼が各法案を量的に処理しマネージメントの部分に注目したことで、その質的な問題を軽視してしまった点である。確かに宗教改革議会における制定法の大半は、社会的ないし経済的問題に関するものであった。しかし、だからといって上訴禁止法や首長令の政治的重要性が相対化されるわけではない。²⁷⁾ たとえば、エリザベスが天然痘で死の淵をさまよった後に召集された1563年議会を覆い尽くした恐怖や激情、王位継承の問題の持つ政治的重要性も、彼の分析方法では十分に伝えることはできないのである。²⁸⁾

第三に彼はもともと戦争など非経常的な必要が生じた際に認められていた議会課税が、クロムウェルの時代に平時においても認められるようになり、エリザベス期以降になると、サブシディ法案はすべて認められていることから、課税の審議はルーティン化してしまったと主張した。²⁹⁾ これに対してホイルは、1534、1540年法の課税理由の変化とは、非経常的な軍事費支出が攻撃的なものから防衛的なものへ変わったに過ぎず、議会課税の原則に何ら革新的な変化が生じたわけではないとする。すなわちドーヴァーの沿岸地域やスコットランドと王国との境界地域の港や城塞の建設、増築、わけでもホイルが目にするのは両法において言及されているアイルランドの維持・防衛費である。これは研究者が見過ごしてきた問題であり、実際には国家財政に多大な負担をかけていたことは上述の通りである。事実、1534年に供与されたサブシディ収入は、すべて1532-3年の対スコットランド戦争ならびに、キルデアの反乱の鎮圧にかかった経費の支払いに充

てられたのである。³⁰⁾

一方、クロフトは、エルトンが法制定のマネジメントの面を強調しすぎたことで、その間の議会における政治的議論を軽視することになったと指摘する。たとえば1571年4月2日に行われた開会演説において国璽尚書N.パーコンは、北部反乱の鎮圧、スコットランド対策、アイルランド問題、本国商船の警護などの軍事費がいかに国家財政を逼迫させているか、またその間、エリザベスが贅沢を慎みいかに緊縮財政を行ってきたか付け加えることも忘れなかった。このように政府側の演説では、議員に非経常的必要を説得するためにハイポリティクスの説明、かつて取られた政策の正当性、国家財政や国際状況などの情報の還流に不断の努力が払われており、決してルーティン化していたわけではなかったのである。³¹⁾

(2) 議会主権の問題

ラッセルはクロムウエルの議会主権の考え方について、エルトンと全く同意見であるが、ただ、それをイギリス史の展開の中に位置づけようとする時、にわかに見解の相違が生じるという。エルトンは、クロムウエルの改革を中世から近世へと移行する不可逆的な分水嶺だと捉えた。しかし、ラッセルは、少なくともエドワード1世時代から現在にいたるまで上下動を繰り返しているシーソーに例えながら、確かにクロムウエルはこのシーソーを自分の有利な方へ傾けたかもしれないが、それがもう一方へ傾くのを止めることができなかったという。³²⁾ たとえば、それはジェームズ1世の王位継承に関する問題にはっきりと看取できる。ヘンリ8世時代に定められた議会制定法によれば、ステュアート家の血統よりもグレイ家の血統の者に王位継承権がまず与えられるべきであった。したがって、ジェームズにとって、議会制定法が王位継承を定めるとするクロムウエルの確立した重要な原則を否定する必要が生じてきたのである。彼の治世初の制定法である承認法(Act of Recognition)の中で王位継承に関して、代々相続されてきた生まれながらの権利に基づく国王の権利を承認する以上の具体的な規定がなされなかった重要な理由の一つはそこにあった。³³⁾ またラッセルはクロムウエルが最後まで解決できなかった問題として、議会制定法とコモン・ローの権限の関係を挙げる。コモン・ローの基本原則は、議会主権に由来するのではなく、それから独立して存在している。さらに議会と裁判所は法による統治(the rule of law)を支える二つの支柱であり、両者は同等の責任を有し互いにその立場を尊重し合うものでなければならないと指摘する。³⁴⁾ しかし、実際には17世紀にE.コークがこの議論を行ってから現在まで、この問題に決着がついたとはいえず、というよりも、それはシーソーのように今後も常に動き続けるものだというのがラッセルの見通しである。³⁵⁾

4 政治史研究

(1) 政治史の捉え方

エルトンは政治史研究を中心とするケインブリッジ学派の第一人者と評価される人物であるにもかかわらず、彼の全作品に占める政治史に関する研究は驚くほど少ない。たとえば、彼の論集第一巻の「テューダー期の政治」とタイトルをついたセクションには、11本の作品が収められているが、そのうち学術論文は一本のみであとは書評や序章の類である。アダムズは、それは単なる偶然ではなく、彼の政治史の理解の仕方そのものに問題があったと考える。

たとえば彼のクロムウェル3部作について見てみよう。彼の『テューダー統治革命』は、見方を変えれば宮廷から統治を、また政治から行政を分離した宮廷＝政治、行政機構＝統治のシステムの確立を意味しており、言うまでもなく彼の研究の重点は後者にあった。つまり、彼が扱ったのは行政史であり、政治史プロパーではなかった点に注意しておきたい。またエルトンは『政策と治安』において、宗教改革の徹底に国王が行使するパトロネイジの果たした役割の重要性を認めているが、ではそのパトロネイジの実態とは何か明確にしておらず、索引にさえ現れてこない。『改革と再生』は政策の形成過程の研究であるが、ここで言う政策とは、社会的ないし経済的な問題にほぼ限定されていた。しかも、それはクロムウェルと数名の彼の側近によって立案された政治的プログラムのことであり、エルトンの関心はそれが、いかに計画的に遂行されたのかにあった。

エルトンは宮廷を政治抗争の場として捉えるが、彼の考える宮廷あるいは宮廷政治とはいかなるものなのであろうか。彼は即位記念の馬上槍試合やシンボリズムのような空想めいた話はもうたくさんで、国王家政部の徴発係や配膳係、副宮内官、プリヴィー・チェムバーのレディの研究をもっと綿密に行うべきであるという。³⁶⁾ 古くはF.イエイツ、R.ストロング、S.アングロ、最近の政治文化史研究について、彼が全くといって良いほど興味を示さなかった点について、ここでとやかく言うことはよそう。³⁷⁾ より深刻な問題は、かれの宮廷内の派閥抗争に関する議論である。ひとまず彼の議論を見ておこう。テューダー期に宮廷はその中心性を維持し、地方の派閥は宮廷のメンバーたちとそれぞれしっかりとリンクしていた。つまり宮廷内の派閥は全国に (over the shires) そのネットワークを拡げていた。ところが、初期ステュアート期になると、特定の寵臣や排他的な派閥により宮廷が独占されるようになる。宮廷から排除された派閥はその権力基盤を地方へと移したため、宮廷の中心性が失われ政治抗争が宮廷から公のアリーナへと移ることを余儀なくされた。こうして「宮廷」対「地方」の対立の構図が鮮明になったとする。³⁸⁾ エルトンはニールらホイッグ史家らが主張した国王と議会との間の憲政上の争いや激しい政治的対立の存在を否定した点において修正主義的立場をとったと見てよい。彼にとって政治抗争とは、このような宮廷内の派閥の勢力争いを意味しており、その対立が議会のアリーナに持ち込まれることにな

ったに過ぎないと考える。実質的な政治的権力の基盤ならびに活動のアリーナは宮廷と枢密院にあったのであり、政治的観点からすれば、議会はそれらによって利用されるかあるいは無視されてしまう二次的な政治的組織でしかなかった。彼にとって議会とは、外部の権力基盤に依存しており、それ自体のみではいかなる権力も行使しえない存在であり、こうした状況は19世紀初頭まで変わることはなかったと考える。³⁹⁾

このようなエルトンの議論の過激さは、議会の政治性や主体性を極端なまでに奪ってしまい、実務的 (parliamentary business) 側面ばかりを強調することになったという批判が生まれてくる。アダムズが、エルトンはあらゆる政治的な不満や反発を、表面に現れにくい貴族の陰謀や宮廷内の派閥の作用によるものに還元しようとしたと指摘するのも、こうした批判のコンテクストの中に位置づけることができよう。さらにアダムズは彼には個々の政治家の活動についての特別な関心も、それを明らかにしようとする意志もなかったとする。⁴⁰⁾ したがって彼はパトロネイジの問題に関して何ら検討を行うことはなかった。エルトンが新たに注目した議会の実務的側面の重要性を認めた上で、あらためて議会の政治性の問題をどう捉えるのかが今後の課題となろう。エルトンの宮廷派閥や政治史理解に関する近年の批判の多くは、以上の点にほぼ収斂する。結局のところエルトン批判は、彼が政治 (= 宮廷) と統治 (= 行政機構) とを明確に区分した最初の問題に立ち戻ることになるのである。

デイヴィスは、クロムウェルの時代が野心的で革新的な時代であったことを認める。⁴¹⁾ 確かにその考え方の起源は後期中世に認められるにしても、実行に移され発展させられたのは1530年代であり、その限りでエルトンが革命的と評したことを認めた上で、次のように主張する。彼が問題とするのは、エルトンが言うような立憲ないし制限王政、あるいは議会主権が実際にどこまで機能していたのかという点である。たとえば、その間に本当に国王との間に同意 (consent) が成立していたのかという点については、議会についてさえも問題が残るという。実際には王国全体としてみると、不承不承に認めるか、あるいは黙認するというのがせいぜいのところであった。つまりテューダー朝国家は権威主義的であり、その点は政治が語られる言説の中によく表れているとする。たとえば反乱者の要求に対する政府の回答の中で、‘人民の同意に基づく’ という議論を用いている例は驚くほど少ない。1549年の西部反乱者へのクランマーの回答の中で議会について言及されているのは、6箇条法 (the act of Six Articles) の再導入の要求に関する部分のみである。同法は真実に反しており、国王の議会への臨席がなければ、同法が成立することはなかった、というのがクランマーの主張であり、これが議会による同法への同意の実態であった。⁴²⁾ もちろん政府側の見解というバイアスがかかっていることは注意せねばならないが、デイヴィスはそれを差し引いても、こうした宗教改革関連法のレトリックが王国全体に及ぼした影響は、実際にはかなり限られていたという。またそもそも議会がイギリス人民 (the English people) の意志を代表するものであるのか、といった議論が本格的に行われるのも17世紀に入ってからのこと

でしかない。⁴³⁾ テューダー朝時代の政策の決定は、その多くをヘンリの意志、また彼を取り巻く宮廷内における派閥抗争の結果に依存していた。クロムウェルの時代はヘンリの権力を強化こそすれ、弱めるものではなかった。臣民の‘同意’とは、その目的を達成するための一つの手段に過ぎなかったのである。⁴⁴⁾ したがって、最後に残された問題は、エルトンによるクロムウェル評価の再検討ということになる。

(2) クロムウェルの評価

果たしてクロムウェルは、どこまで自立的に自らの政策を実施することができたのだろうか。また彼の政策にどこまで独自性を認めることができるのだろうか。

まずエルトンがクロムウェルを評価する際に用いた史料の問題から検討してみよう。彼が主に用いた史料としては、まず、クロムウェルの書簡 (the Cromwell's paper) やたとえば国政文書 (the State Paper) などのようなヘンリ 8 世時代の中央行政に関するものと、1559-1581年にかけての議会関係の史料 (制定法や法案) などが挙げられる。彼はこれらの史料の分析に没頭した。しかしながら、彼は、外国や地方、あるいは教会や荘園関係の公文書館に足繁く通うことはなかった。この点は彼が中央の制度史にこだわったことと深く関係している。こうした史料的な偏りが、クロムウェルのプロソポグラフィイを描きにくくしてしまったといえる。しかしながら研究史をひもといってみても、クロムウェルによる所領経営や地方統治の実態、彼のハウスホールドとパトロネイジの関係などの問題を扱った研究は、驚くほどに少ないのが現状であり、今後の研究課題でもある。⁴⁵⁾

クロムウェルの政策の独自性についても、すでにエルトン論争を通じていくつかの問題点が指摘されている。⁴⁶⁾ たとえばウルジの政策との連続性が少なからず認められること、エルトンが彼の計画の一貫性を強調しすぎている点などが挙げられる。また最近では「ブリティッシュネス」の問題の中でクロムウェルを位置づける意欲的な試みもあらわれ始めている。たとえばロバートソンは、ウエールズの合同法に関する議論の中で、以下のように論じている。すなわち、ウエールズにおいて社会的秩序が乱れている問題については、1530年代のクロムウェルの覚え書きの中でも常に注意が払われていたが、その最終的な解決方法の立案に、彼は何ら関わりを持っていなかったのである。⁴⁷⁾

国王とクロムウェルの関係については、最近の議論としてバーナードの議論を紹介してみよう。クロムウェルの覚書 (Cromwell's Remembrances) を見ると、1つの興味深い共通点が見られる。すなわち覚書の字体に注目すると、最初はセクレタリイ・ハンドで始まるが、最後は明らかに字体の違う添え書きで終わっている。後者はしばしば前者よりも長文であり、クロムウェルの直筆であることがわかっている。⁴⁸⁾ この部分は、クロムウェル自身か彼の秘書官以外の者に見せるためのものではなく、したがって彼の本音の部分が示されているというのがバーナードの考え方

である。彼は添え書きの中で、しばしば国王が何を望んでいるか知ることの必要性を示している。たとえば外交関係の覚書では、‘For knowledge of the kinges pleasur in the pointes to be treated of with the ambassadors’, ‘what answer the kyng wyll gyue to the duke of Lunnenborges messenger and Doctor Adam’ といった添え書きを確認できる。⁴⁹⁾ またモアやフィッシャーら国事犯の裁判の際にも、‘whether Maister Fisher shall go to execution, with also the other’ や ‘to knowe his pleasure touchyng Maister More and to declare the opynyon of the judges’ といった添え書きから、クロムウェルは事前に国王による裁定を必要としていたことも明らかである。⁵⁰⁾ このように重要な国政上の問題に関してクロムウェルは、常に国王の指示をあおいでいたのである。もしも彼が実質的にすべての決定を行い、国を統治していたのだとすれば、このような添え書きを加える必要はなかつただろう。少なくともそこには、国王を操作したり、国王の提案を妨害しようとするようなクロムウェルの姿は見えないし、また彼が国王について、エルトンが言うように創造性や生産性に欠け、問題の核心を自分では掴みきれない人物としては見ていなかったように思われるのである。⁵¹⁾ ウルジやクロムウェルら当時の‘minister’は、あくまでも国王の個人的なサーヴァントであり、いわゆる公僕ではなかつた。国王は自分の意志でもってある程度まで自由に政策を変えることができた。このように非常に流動的な政策決定システムの中において、結局のところ、両者は自らの失策というよりも、彼らの主人の犠牲となったといってもよいであろう。

おわりに

筆者が交流を持ったイギリス人研究者たちにとって、エルトンの議論はそのままでは受け入れ難く、乗り越えられるべき対象である、というのが共通認識のようであった。ではエルトンの時代を史学史の中に位置づけるとすれば、いかに評価されるべきなのか、エルトンの遺産とは何だったのか。アダムズも指摘するように、彼の議論は読み応えがある。彼が誤りを犯している場合でさえ、その誤り自体が刺激的なのである。⁵²⁾ 彼の議論の魅力の一つは問題意識の鋭さと視点の斬新さにあったことに間違いはないが、見方を変えれば、それはホイッグ史観、マルクス主義、アナルなど当時の学会の通説や新しい潮流に対する鋭い批判という側面を持っていたことも忘れてはならない。もう一つ彼から学ぶべきこととして、「テュートン」的とさえ評されるその徹底した史料中心主義的な研究態度であろう。エルトンとはかなり異なった独自の見解を裏付ける一連の史料に注目したとき、必ずといってよいほど、そうした史料でさえもすでに彼が先に目を通していた、こうした経験をもたらした研究者はF.ステントンと彼の二人だけだった、というラッセルの回想は印象的である。⁵³⁾

本稿では、筆者の関心に引きつけながら行財政史、議会史、政治史の今後の研究課題について検討してきた。もちろん、それぞれの課題の関係性についても検討する必要があるが、こうした

中央の問題の検討だけでは、近世の国家形成のあり方を明らかにできないことは言うまでもない。⁵⁴⁾ 一方で地方社会の社会関係やその関係の再編成のダイナミズムを巡る近年の研究との交流が不可欠であろう。たとえば、すでに触れたブラディックの研究に見られるように、サブシディなどの議会的直接税の問題も、そのモデル・ケースとして有効である。単なる徴税システムだけではなく、「輪番制」や「分担制」などの支払いの実態、課税者と被課税者との間の交渉、同意、あるいは税逃れや反発など、地方社会の社会関係のダイナミズムに注目しながら、それをこれまでの中央における議会課税を巡る問題と連動させながら検討していく視点は重要である。⁵⁵⁾ こうした中央と地方の持続的な交流や交渉に注目したとき、いかなる近世国家像が描けるのか。テューダー朝時代の国家論の一つの重要な課題として今後検討していく必要があるだろう。

註

- 1) 同研究所のホームページのアドレスは以下の通り。http://ihr-uk.sas.ac.uk
- 2) この特集は全体で9つの論文から構成されている。C.S.L.Davies, 'The Cromwellian Decade: Authority and Consent' *Transactions of the Royal Historical Society*, 6 series, vol.7, (1997), pp.177-195; R.W.Hoyle, 'Place and Public Finance', *op.cit.*, pp.197-215; P.Croft, 'The Parliament of England' *op.cit.*, pp.217-234; C.Russell, 'Thomas Cromwell's Doctrine of Parliamentary Sovereignty' *op.cit.*, pp.235-246; S.Adams, 'Politics', *op.cit.*, pp.247-265; C.Holmes, 'G.R.Elton as a Legal Historian', *op.cit.*, pp.267-279; C.Haigh, 'Religion', *op.cit.*, pp.281-299; Q.Skinner, 'Sir Geoffrey Elton and the Practice of History', *op.cit.*, pp.301-316; P.Wormald, 'Sir Geoffrey Elton's English: a View from the Early Middle Ages', *op.cit.*, pp.318-336. 本稿では、主にデイヴィス、ホイル、クロフト、ラッセル、アダムズ、スキナーの議論を参考にした。
- 3) 近年のエルトン論争ならびに彼の主要文献に関しては、さしあたり以下の文献を参照。堀江洋文「エルトン史学と歴史研究」『社会科学年報〈専修大学〉』28巻、1994年。拙稿「絶対王政と行政革命」(指・岩井編『イギリス史の新潮流～修正主義の近世史～』彩流社、2000年、所収)。
- 4) G.R.Elton, *Tudor Revolution in Government: Administrative Change in the Reign of Henry VIII* (Cambridge, 1953); Do, *Policy and Police* (Cambridge, 1972); Do, *Reform and Renewal* (Cambridge, 1973).
- 5) Elton, 'Tudor Government: The Points of Contact', in Do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government* (以下*Studies*と略記) vol.III (Cambridge, 1983).
- 6) J.E.Neale, *Elizabeth I and her Parliaments* (2 vols., London, 1953, 1957).
- 7) Do, *The Parliament of England 1559-1581* (以下*Parliament*略記) (Cambridge, 1986).
- 8) P.Collinson, *Tudor England Revisited* (Queen Mary and Westfield College, University of

- London, sixth annual Bindoff lecture, 1995), p.2, cited in Hoyle, *Place and Public Finance*, p.197.
- 9) J.D.Alsop, 'The Structure of Early Tudor Finance, c.1509-1558' in Starkey and C.Coleman (eds.), *Revolution Reassessed* (以下R.R.と略記) (Oxford, 1986); Do, 'The Exchequer in late Medieval Government, c.1485-1530', in J.G.Gowe (ed.), *Late Medieval Government and Society* (Tront, 1986). また宮内府の研究に関しては、以下を参照。D.Starkey, 'Court and Government', in R.R.; Do, 'Intimacy and innovation', in Starkey (ed.), *The English Court* (London, 1987); D.Hoak, 'Secret History of Tudor Court:the King's Coffers and the King's Purse', *Journal of British Studies*, vol.26 (1987). 拙稿「テューダー絶対王政期における宮内府財務行政の再検討」『西洋史学報』22号、1995年。拙稿「テューダー中期の財政危機と国家財政運営～国王金庫の分析を中心として～」『史学研究』217号、1997年。
- 10) F.C.Dietz, 'The Exchequer in Elizabeth's reign' *Smith College Studies in History*, 8(2) (1923). Do, *English Public Finance, 1485-1641* (2 vols., (1920), (1932), 1964).
- 11) 注目すべき試みとして以下の文献を参照。P.K.O'Brien and P.A.Hunt, 'The Rise of a Fiscal State in England, 1485-1815', *Historical Research*, 66 (1993); R.Bonney, (ed.), *Economic Systems and State Finance* (1995); R.Bonney (ed.), *The Rise of the Fiscal State in Europe c.1200-1815* (Oxford, 1999).
- 12) Hoyle, *op.cit.*, p.203.
- 13) Dietz, *English* …… , vol.II, Ch.14-6. 酒井重喜『近代イギリス財政史研究』ミネルヴァ書房、1998年、第1章。
- 14) Alsop, 'The Revenue Commission of 1552', *H.J.*, vol.22 (1979); W.C.Richardson (ed.), *The Report of the Royal Commission of 1552* (Morgantown, WV, 1974), pp.181, 185-6, 189-90, 195. テューダー期の王領地経営の実態の研究は未解明の部分が多いが、さし当たり以下の文献が有益。R.W.Hoyle, *The Estates of the English Crown 1558-1640* (以下*Estates*略記) (Cambridge, 1992).
- 15) Hoyle, *Estates*, p.37.
- 16) Hoyle, 'War and Public Finance', in D.MacCulloch (ed.), *The Reign of Henry VIII* (London,1995), p.96.
- 17) Hoyle, *Estates*, p.29; D.Thomas, 'The Elizabethan Crown lands:their purposes and problems' and 'Leases of Crown lands in the reign of Elizabethan estates' in Hoyle, *Estates*, Ch.2 and 7.
- 18) Hoyle, *Estates*, p.13.
- 19) この時期の議会直接税の問題については、以下の文献を参照。R.Schofield, 'Taxation and political limits of the Tudor state', in C.Cross, D.Loades and J.J.Scarisbrick (eds.), *Law and Government under the Tudors* (Cambridge,1988); M.J.Braddick, *The nerves of state:Taxation*

- and the financing of the English state, 1558-1714* (Manchester, 1996) [酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、2000年]。酒井『混合王政と租税国家』弘文堂、1997年。
- 20) Hoyle, 'Place ……' pp.210-11 ; Do, 'War and Public Finance' in D.MacCulloch, (ed.), *The Reign of Henry VIII* (1995).
- 21) Braddick, *op.cit.*, esp. Ch.8,9 [邦訳、第8・9章] ; Braddick, *Parliamentary Taxation in Seventeenth-Century England* (Woodbridge, 1994) は、地方における徴税業務とそれへの住民の反応の実態を、主にノーフォークとチェシャを中心に検討したものの。
- 22) Hoyle, 'Place ……' p.211.
- 23) Elton, *The Parliament* ; D.Dean, *Law Making and Society in late Elizabethan England* (Cambridge, 1996). またエルトンの基本的な考え方だけでも知りたいというのであれば、Elton, 'Studying the History of Parliament', *Studies* vol.II (21) ; Do, 'Parliament in the Sixteenth Century : Functions and Fortunes (以下Functions略記)', *Studies* vol.III (35) を参照。
- 24) Croft, *op.cit.*, pp.217-9, 224-5.
- 25) Elton, *Functions*, pp.157, 162, 170.
- 26) Croft, *op.cit.*, pp.225-7. 議会史料の残存状況について知るには、以下の文献が有益。M.F.Bond, *Guide to the Records of Parliament* (London, 1971).
- 27) Croft, *op.cit.*, p.228
- 28) T.E.Hartley (ed.), *Proceedings in the Parliament of Elizabeth I 1558-81*, vol.I, p.59.
- 29) この論争に関しては、酒井『混合王政 ……』第1章。堀江「中世及び近代初期イギリス議会の特質」『社会科学年報〈専修大学〉』31号、1997年を参照。
- 30) Hoyle, 'Crown, Parliament and Taxation in Sixteenth-Century England' *English Historical Review*, 109 (1994), pp.1190-1.
- 31) Croft, *op.cit.*, pp.232-3 ; Hartley, *op.cit.*, vol.I, pp.84-5, 185-7.
- 32) Russell, *op.cit.*, p.237.
- 33) *Ibid.*, pp.240-1.
- 34) *Ibid.*, p.242.
- 35) *Ibid.*, pp.242-6.
- 36) Elton, 'Tudor Government ……' in *Studies* vol.III, p.53.
- 37) S.Anglo, *Spectacle, Pageantry, and Early Tudor Policy* (Oxford, 1969(1999)) ; Do, *Images of Tudor Kingship* (London,1992) ; D.Hoak (ed.), *Tudor political culture* (Cambridge, 1995). F.イエイツ (西沢ほか訳)『星の処女神ーエリザベス女王』東海大学出版会、1982年、R.ストロング

- (星和彦訳)『ルネサンスの祝祭』(上・下)平凡社、1987年、拙稿、「国王の身体・儀礼・象徴－テューダー絶対王政期における権力の象徴過程」(岡本明編『支配の文化史』ミネルヴァ書房、1997年、所収)。
- 38) Elton, *op.cit.*, p.56.
- 39) Elton, *Parliament*, pp.377-9.
- 40) Adams, *op.cit.*, pp.264-5.
- 41) Davies, *op.cit.*, p.193.
- 42) ‘Denunciation of rebellion by Cranmer, 1549’ in C.H.Williams (ed.), *English Historical Documents, 1485-1558* (Cambridge, 1967), no.32, esp. p.367.
- 43) Davies, *op.cit.*, p.191.
- 44) *Ibid.*, pp.194-5.
- 45) M.L.Robertson, ‘Thomas Cromwell’s Servants : The Ministerial Household in Early Tudor Government and Society’, unpublished Ph.D.thesis (Univ. of Carifornia, 1975); S.Brigden, ‘Thomas Cromwell and the “Brethren”’, in C.Cross (eds.), *Law and Government under the Tudors* (Cambridge, 1988); M.L.Robertson, ‘Profit and Purpose in the Development of Thoms Cromwell’s Landed Estates’, *Journal of British Studies*, 29 (1990); Do, ‘Thomas Cromwell’s Management of West Country Government’, *Historical Journal*, 32 (1989); H.M.Speight, ‘The Politics of Good Governance : Thomas Cromwell and the Government of the Southwest of England’ and Robertson, ‘A Reply to Helen Speight’, *H.J.*, 37 (1994)
- 46) 拙稿「絶対王政と行政革命」31～43頁を参照。
- 47) P.Roberts, ‘The English Crown, the Principality of Wales and the Council in the Marches, 1534-1641’, in B.Bradshaw and J.Morrill, *The British problem c.1534-1707* (London, 1996), pp.121-2, 124.
- 48) G.W.Bernard, ‘Elton’s Cromwell’ *History*, vol.83 (1988), p.601.
- 49) J.Gairdner (ed.), *Letters and Papers of the Reign of Henry VIII* (London, 1885), vol.VIII, 475, vol.XII, ii, 192.
- 50) *L.P.*, vol.VIII, 892.
- 51) Bernard, *op.cit.*, p.604.
- 52) Adams, *op.cit.*, p.265.
- 53) Russell, *op.cit.*, p.236.
- 54) 地域研究の最新の研究動向としては、指・岩井編『イギリス史の新潮流』2・3・8章ならびに、後藤はる美「16-17世紀イングランドにおける地域社会と「国家形成」」『史学雑誌』109編10号、2000年が有益である。

55) ブラディックの研究に関しては註 19)、21)に挙げたものの他に、Braddick, 'State Formation and Social Change in Early Modern England' *Social History*, 16 (1991); Do, *State Formation in Early Modern England c.1550-1700*, (Cambridge, 2000) がある。彼の議論については、別稿にて改めて論じる予定である。

Elton and the Study of Tudor Dynasty

Taro INAI

In March of 1996, the symposium was held in the Institute of Historical Research of London University. The theme of this symposium was 'Eltonian legacy'. G.R.Elton was the authority of the study of Tudor dynasty who died in 1994. His famous book was Tudor Revolution in Government (Cambridge, 1953) in which he emphasized on the radical change of the administration in 1530's and the important role of T.Cromwell in this change. Since then, there had been the controversy of his theory. One of the purposes in the symposium was to locate his study in the history of British historical study. What was the Eltonian legacy ?

In this article, I'll examine the Eltonian legacy on the basis of the argument of this symposium and the recent study of Tudor dynasty in the view of the history of administration, parliament, politics. The conclusion is as follows ; We can't accept his theory as it is, which is the objection to be criticized. But the attractive point of his argument is the sharp critical mind and new point of view. His capacity to examine materials is the point in which he should be appraised, too. One of the subjects for further study of Tudor dynasty is to relate his study of the central government with the new study of local government to define the state formation in early modern England.